

旧香川診療所不用品処分業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 目的

旧香川診療所の建物及び敷地内にある不用品（一般廃棄物（事業系）、産業廃棄物、医療機器、PC及びその関連機器等）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係諸法令の規定に基づき、不用品ごとに許可された施設において適正に処理するものとする。

(2) 実施時期

ア 履行期間

契約締結日から令和7年8月29日まで

イ 現場作業時間

原則として午前8時30分から午後5時まで

(3) 排出場所

旧香川診療所（高松市香川町浅野1260）

(4) 作業内容

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係諸法令の規定に基づき、不用品ごとに許可された施設において適正に処理する。

イ 不用品のうち再生・再利用可能と判断される場合は、ごみの処分数量を減少させるため、再生品等として取り扱うこととする。

また、再生・再利用可能とされる物について、買取業者に直接、旧香川診療所まで取りに来てもらうことは差し支えないが、契約書の最終処分（予定）項目に対象物、買取業者名等を記載すること。処分業者が複数となる場合は、いずれかの処分業者において記載されていればよい。

ウ 指定する収集運搬業者から搬入された不用品が産業廃棄物管理票（マニフェスト）にある内容と相違ないことを確認し、適正に処理をする。

(5) 処分する不用品の種類（混合廃棄物を含む。）

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ア 一般廃棄物（事業系） | カ 水銀使用製品産業廃棄物 |
| イ 廃プラスチック類 | キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ウ 紙くず | ク 医療機器 |
| エ 木くず | |
| オ 金属くず | |

(6) 処理予定数量

約 1,800 m³とする。

(7) マニフェスト

収集運搬業者から回付されたマニフェストは、処分終了後、処理が終了した旨を記載した上で、C 1 票を手元に保管し、C 2 票を収集運搬業者に、D 票を発注者にそれぞれ送付する。また、最終処分終了後、E 票を発注者に送付する。なお、いずれの伝票も 5 年間保存すること。

2 法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか関係法令の規定を遵守するとともに、発注者の指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

3 秘密の保持

この業務の履行の過程においては、秘密保持に万全の措置を講じ、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

4 安全の確保

業務を遂行するに際しては、安全に留意し、事故のないよう万全を期すこと。

5 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

⇒ メールアドレス : naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

- 6 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。
- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の履行や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
 - (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
 - (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
 - (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。また、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
 - (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため、健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
 - (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法規を遵守すること。